

奈良県在住保護者様

上宮高等学校 事務局

## 平成 25 年度 奈良県授業料軽減について

標記の件につきましてご連絡を申し上げます。

『平成 25 年度奈良県外私立高等学校在學生徒授業料軽減補助制度について』を配布いたしますので、よくお読みいただき、基準（平成 25 年度市町村民税所得割額）を確認してください。

- ◎該当する場合 「別紙」申請書に記載の上、申請してください。
- ◎該当しない場合 下記「対象外申出書」を提出してください。

提出期限 平成 25 年 9 月 20 日（金）  
提出先 事務局受付

《参考》

平成 25 年度市町村民税所得割額	補助金額（年額）
(18,900 円+下記ア、イ) 未満	31,000 円
(106,500 円+下記ア、イ) 未満	23,000 円
上記基準以上	対象外 (下記申出書を提出)

ア 16 歳未満の扶養親族の数×21,300 円

イ 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×11,100 円

(お知らせ) 裏面の早見表を参照してください

----- キリトリ -----

**対象外世帯用**

### 対象外申出書

奈良県

平成 25 年度奈良県授業料軽減補助事業について  
補助対象外になりますので、申請いたしません。

平成 25 年 月 日

年 組 番 生徒名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

平成25年度

奈良県外私立高等学校在生徒  
授業料軽減補助制度について(お知らせ)

必ず生徒及び保護者の方にお見せください。

平成25年9月20日

申請書は、平成 年 月 日までに学校へ提出してください。

申請期日は必ず守ってください。

わかりにくいことがあれば、学校へお問合わせください。

奈良県

奈良県では、奈良県外の私立高等学校に在学する生徒の学費の負担を軽減するため、補助金を交付しています。

下記の要件に該当される方は、学校を通じて申請してください。

**(授業料の軽減を受けることができる人)**

奈良県内に住所を有し、平成25年度の市町村民税所得割額が下表の左欄の額未満の場合申請できます。

(1) 生徒の保護者(学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人))

(2) (1)以外の人で現実に生徒を養育し学費を負担していること。

注:生徒の下宿先、勤務先である等の事情で、生徒を養育することなく一時的に保護者となっている人などは該当しません。

(3) 自分で学費を負担している生徒。

**(授業料軽減額)**

補助金の年額は、原則として次の表のとおりです。

学費負担者の所得区分	補助金額
平成25年度の市町村民税が非課税 平成25年度の市町村民税所得割額が18,900円 に次のア、イを加えた額未満である場合 ア 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	31,000円
平成25年度の市町村民税所得割額が106,500円に 次のア、イを加えた額未満である場合 ア 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	23,000円

※市町村民税所得割額は、親権者が2名いる場合は合計した金額となります。

**(転学・退学の取扱い)**

授業料軽減申請の時点から、9月30日まで引き続き当該高校に在学している生徒を補助対象にしています。この期間中に転学・退学された生徒は補助対象になりません。

(提出する書類)

次の書類を学校の指定する期日までに学校へ提出してください。

期日までに提出のない場合は原則として補助金の交付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

(1) 授業料軽減申請書(第1号様式)

(2) 課税証明書

①課税証明書は、次のいずれかを提出してください。

- |   |
|---|
| ア. 市町村長が発行する平成25年度の課税証明書<br>(市町村民税所得割額、扶養親族の人数が記載されているもの)       |
| イ. 平成25年度市町村民税県民税特別徴収税額の通知書(写)<br>※サラリーマンなど市町村民税全額を給料から控除されている人 |

②高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書に添付済の場合は添付を省略することができますので、該当する場合は、第1号様式の「5. 添付書類」欄の、「高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書に添付済」の欄に○を記載ください。

③親権者が2名の場合はそれぞれ課税証明書等の提出が必要となります。

なお、親権者の一方が、年収100万円以下の控除対象配偶者の場合は、配偶者控除を受けていることについて課税証明書において確認できれば、非課税証明書の提出は求めません。

(3) 勤務証明書(第3号様式)

自分で学費を負担している生徒に限ります。

(4) 健康保険証の写し

ただし、市町村民税所得割額が18,900円未満の世帯は必要ありません。

(授業料軽減の確認書)

授業料の軽減を受けたときは、確認書の提出をお願いします。

(その他)

単身赴任等により学費負担者が奈良県外に居住されている場合でも対象になることがあります。

奈良県及び各学校においては、本制度の実施にあたっては、個人情報の適正な取扱いに努めます。

担 当

奈良県地域振興部教育振興課 教育振興・私学係

TEL :0742-27-8347

FAX :0742-22-7215

E-Mail:kyoikus@office.pref.nara.lg.jp

平成 年 月 日

学校法人 理事長 殿

申請者(保護者等)

住 所		
氏 名		印
生徒との続柄		

**授業料軽減申請書**

下記生徒にかかる平成25年度の授業料の軽減を申請します。

記

1 生徒氏名 生年月日	生徒氏名( ) 生年月日 年 月 日生	
2 生徒の課程・学年	全日制課程・定時制課程 学年 組 番	
3 生徒の住所		
4 申請区分 いずれかに〇印をつけてください		保護者等の市町村民税所得割額が非課税又は18,900円に次のア、イを加えた額未満 ア 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円
		保護者等の市町村民税所得割額が106,500円に次のア、イを加えた額未満 ア 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円
5 添付書類 該当するものに〇印をつけてください		高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書に添付済
		市 町 村 長 発 行 の 課 税 証 明 書
		特 別 徴 収 税 額 の 通 知 書 ( 写 )
		添付省略(年収100万円以下の控除対象配偶者)
		健 康 保 険 証 の 写 し
		その他 ( )
6 備 考		

【授業料軽減補助金対象世帯早見表】

補助金 31,000 円支給対象世帯の市町村民税所得割額(年収約 350 万円未満の世帯)

19 歳未満の扶養親族の数			市町村民税所得割額対象額
	うち 16 歳未満	うち 16 歳以上 19 歳未満	
1 人	0 人	1 人	30,000 円未満
	1 人	0 人	40,200 円未満
2 人	0 人	2 人	41,100 円未満
	1 人	1 人	51,300 円未満
	2 人	0 人	61,500 円未満
3 人	0 人	3 人	52,200 円未満
	1 人	2 人	62,400 円未満
	2 人	1 人	72,600 円未満
	3 人	0 人	82,800 円未満
4 人	0 人	4 人	63,300 円未満
	1 人	3 人	73,500 円未満
	2 人	2 人	83,700 円未満
	3 人	1 人	93,900 円未満
	4 人	0 人	104,100 円未満

補助金 23,000 円支給対象世帯の市町村民税所得割額(年収約 560 万円未満の世帯)

19 歳未満の扶養親族の数			市町村民税所得割額対象額
	うち 16 歳未満	うち 16 歳以上 19 歳未満	
1 人	0 人	1 人	117,600 円未満
	1 人	0 人	127,800 円未満
2 人	0 人	2 人	128,700 円未満
	1 人	1 人	138,900 円未満
	2 人	0 人	149,100 円未満
3 人	0 人	3 人	139,800 円未満
	1 人	2 人	150,000 円未満
	2 人	1 人	160,200 円未満
	3 人	0 人	170,400 円未満
4 人	0 人	4 人	150,900 円未満
	1 人	3 人	161,100 円未満
	2 人	2 人	171,300 円未満
	3 人	1 人	181,500 円未満
	4 人	0 人	191,700 円未満